

## 平成21年第2回片品村議会定例会会議録第1号

### 議事日程 第1号

平成21年3月6日(金曜日)午前10時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 一般質問
- 第 5 議案第 1号 片品村介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定について
- 第 6 議案第 2号 片品村税条例の一部を改正する条例について
- 第 7 議案第 3号 片品村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 第 8 議案第 4号 片品村福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 9 議案第 5号 片品村介護保険条例の一部を改正する条例について
- 第10 議案第 6号 片品村廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について
- 第11 議案第 7号 片品村小口資金融資促進条例の一部を改正する条例について
- 第12 議案第 8号 片品村菅尾瀬ロッジの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 第13 議案第 9号 片品村納税組合に関する条例を廃止する条例について
- 第14 議案第10号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について
- 第15 議案第11号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について
- 第16 議案第12号 群馬県後期高齢者医療広域連合の規約変更に関する協議について
- 第17 議案第13号 指定管理者の指定について
- 第18 議案第14号 指定管理者の指定について
- 第19 議案第15号 指定管理者の指定について
- 第20 議案第16号 指定管理者の指定について
- 第21 議案第17号 指定管理者の指定について
- 第22 議案第18号 指定管理者の指定について
- 第23 議案第19号 指定管理者の指定について
- 第24 議案第20号 指定管理者の指定について
- 第25 議案第21号 指定管理者の指定について
- 第26 議案第22号 指定管理者の指定について
- 第27 議案第23号 指定管理者の指定について
- 第28 議案第24号 指定管理者の指定について
- 第29 議案第25号 指定管理者の指定について

- 第30 議案第26号 指定管理者の指定について
- 第31 議案第27号 村道路線の認定について
- 第32 議案第28号 平成20年度片品村一般会計補正予算(第3号)について
- 第33 議案第29号 平成20年度片品村国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について
- 第34 議案第30号 平成20年度片品村老人保健特別会計補正予算(第2号)について
- 第35 議案第31号 平成20年度片品村簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)について
- 第36 議案第32号 平成20年度片品村営観光施設事業特別会計補正予算(第2号)について
- 第37 議案第33号 平成20年度片品村介護保険特別会計補正予算(第3号)について
- 第38 議案第34号 平成20年度片品村下水道事業等特別会計補正予算(第2号)について
- 第39 議案第35号 平成20年度片品村後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について
- 第40 議案第36号 平成21年度片品村一般会計予算について
- 第41 議案第37号 平成21年度片品村国民健康保険特別会計予算について
- 第42 議案第38号 平成21年度片品村老人保健特別会計予算について
- 第43 議案第39号 平成21年度片品村簡易水道事業特別会計予算について
- 第44 議案第40号 平成21年度片品村営観光施設事業特別会計予算について
- 第45 議案第41号 平成21年度片品村介護保険特別会計予算について
- 第46 議案第42号 平成21年度片品村下水道事業等特別会計予算について
- 第47 議案第43号 平成21年度片品村後期高齢者医療特別会計予算について

#### 本日の会議に付した事件

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 一般質問
- 第 5 議案第 1号 片品村介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定について
- 第 6 議案第 2号 片品村税条例の一部を改正する条例について
- 第 7 議案第 3号 片品村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

- 第 8 議案第 4 号 片品村福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 9 議案第 5 号 片品村介護保険条例の一部を改正する条例について
- 第 10 議案第 6 号 片品村廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 11 議案第 7 号 片品村小口資金融資促進条例の一部を改正する条例について
- 第 12 議案第 8 号 片品村菅尾瀬ロッジの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 13 議案第 9 号 片品村納税組合に関する条例を廃止する条例について
- 第 14 議案第 10 号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について
- 第 15 議案第 11 号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について
- 第 16 議案第 12 号 群馬県後期高齢者医療広域連合の規約変更に関する協議について
- 第 17 議案第 13 号 指定管理者の指定について
- 第 18 議案第 14 号 指定管理者の指定について
- 第 19 議案第 15 号 指定管理者の指定について
- 第 20 議案第 16 号 指定管理者の指定について
- 第 21 議案第 17 号 指定管理者の指定について
- 第 22 議案第 18 号 指定管理者の指定について
- 第 23 議案第 19 号 指定管理者の指定について
- 第 24 議案第 20 号 指定管理者の指定について
- 第 25 議案第 21 号 指定管理者の指定について
- 第 26 議案第 22 号 指定管理者の指定について
- 第 27 議案第 23 号 指定管理者の指定について
- ( 日程第 17 から日程第 27 まで一括上程 )
- 第 28 議案第 24 号 指定管理者の指定について
- 第 29 議案第 25 号 指定管理者の指定について
- 第 30 議案第 26 号 指定管理者の指定について
- 第 31 議案第 27 号 村道路線の認定について
- 第 32 議案第 28 号 平成 20 年度片品村一般会計補正予算 ( 第 3 号 ) について
- 第 33 議案第 29 号 平成 20 年度片品村国民健康保険特別会計補正予算 ( 第 3 号 ) について
- 第 34 議案第 30 号 平成 20 年度片品村老人保健特別会計補正予算 ( 第 2 号 ) について
- 第 35 議案第 31 号 平成 20 年度片品村簡易水道事業特別会計補正予算 ( 第 3 号 ) について
- 第 36 議案第 32 号 平成 20 年度片品村営観光施設事業特別会計補正予算 ( 第 2 号 ) について

第37 議案第33号 平成20年度片品村介護保険特別会計補正予算(第3号)について

第38 議案第34号 平成20年度片品村下水道事業等特別会計補正予算(第2号)について

第39 議案第35号 平成20年度片品村後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について

(日程第32から日程第39まで一括上程)

第40 議案第36号 平成21年度片品村一般会計予算について

第41 議案第37号 平成21年度片品村国民健康保険特別会計予算について

第42 議案第38号 平成21年度片品村老人保健特別会計予算について

第43 議案第39号 平成21年度片品村簡易水道事業特別会計予算について

第44 議案第40号 平成21年度片品村営観光施設事業特別会計予算について

第45 議案第41号 平成21年度片品村介護保険特別会計予算について

第46 議案第42号 平成21年度片品村下水道事業等特別会計予算について

第47 議案第43号 平成21年度片品村後期高齢者医療特別会計予算について

(日程第40から日程第47まで一括上程)

会議録 1号用紙

片品村議会会議録			第 1 日
平成 2 1 年 3 月 6 日			
出席議員 1 4 名		欠席議員 名	欠員 名
第 1 番	戸丸廣安		( 出席 )
第 2 番	星野千里		( 出席 )
第 3 番	飯塚美明		( 出席 )
第 4 番	萩原日郎		( 出席 )
第 5 番	笠原耕作		( 出席 )
第 6 番	大竹文夫		( 出席 )
第 7 番	星野侃三		( 出席 )
第 8 番	高橋正治		( 出席 )
第 9 番	萩原一志		( 出席 )
第 1 0 番	吉野勲		( 出席 )
第 1 1 番	星野育雄		( 出席 )
第 1 2 番	星長命		( 出席 )
第 1 3 番	入澤登喜夫		( 出席 )
第 1 4 番	星野完治		( 出席 )

説明のために出席した者の職氏名

---

村 長	千 明 金 造
副 村 長	萩 原 重 夫
教 育 長	飯 塚 欣 彦
総 務 課 長	星 野 準 一
住 民 課 長	桑 原 正 典
保 健 福 祉 課 長	桑 原 和 一
農 林 建 設 課 長	桑 原 健 一 郎
むらづくり観光課長	桑 原 護
教 育 次 長	田 村 利 夫
会 計 管 理 者	星 野 純 一

事務局職員出席者

---

事 務 局 長	萩 原 正 信
主 査	星 野 照 子

議長（萩原日郎君） 平成21年第2回片品村議会定例会の開会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

議員各位におかれましては、何かとお忙しい中ではありますが、ご参集をいただき厚く御礼申し上げます。

閉会中は、それぞれの立場で諸般の議員活動を展開され、村政推進にご尽力をいただいておりますことに対して、重ねて御礼を申し上げます。

公立高校の卒業式も終わり、暦の上では啓蟄となり、春の便りが聞かれてくる季節となりました。

片品村においては、スキーシーズンも終盤を迎え、それぞれのスキー場では最後の誘客に努力をされていることと推察していますが、最後まで大勢のスキー客で賑わうことを願っております。

さて、今期定例会は、新年度の予算を審議する重要な議会でございます。条例の制定を始め、条例の一部改正・指定管理者の指定などと、平成21年度一般会計及び特別会計の当初予算並びに平成20年度一般会計及び特別会計の補正予算などが提出されます。議員各位におかれましては、慎重審議の上、適性妥当な議決に達せられますよう切望いたしまして、開会のあいさつといたします。

議長（萩原日郎君） 引き続き、村長より、招集のあいさつがあります。

村長 千明金造君。

（村長 千明金造君登壇）

村長（千明金造君） はい、村長。

開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本日は、平成21年第2回片品村議会定例会をお願いいたしましたところ、議員各位には年度末の大変ご多忙の中、ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

心より厚くお礼を申し上げます。

いよいよ3月に入りまして、春もそこまでという時期になりました。片品村にとりましては、例年と比べ2月の降雪の少ないウインターシーズンとなりましたが、スキー場の入り込み客数は、3月1日現在、前年対比で102.5%とわずかではありますが、前年を上回っています。

しかし、まだシーズンが終わったわけではありませんので、残された期間、なおいっそう片品村へ足を運んでくれるお客様の増えることを期待し、あわせて無事故で終了できるよう願っています。

さて、平成21年度予算についてですが、国は、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」で示された、国・地方の基礎的財政収支目標の達成を目指しつつ、急速に悪化する金融・世界経済から、国民生活と日本経済を守ることを優先し、かつ、必用な対応を図るとしてはいますが、日に日に悪化する雇用環境と経済情勢に対し、有効、かつ、

迅速な対応を期待するものであります。

さて、本村を取り巻く財政事情であります。相変わらず地方交付税の歳入に占める割合は5割近くに達し、村税も多額の未収金処理を余儀なくされています。各特別会計への繰出金・補助金も歳出に占める割合は、大きなものがあります。

こうした中ではあります。経済状況の悪化に伴う村税への影響は、まだ極端に現われてはいませんが、諸情勢が日に日に悪化する状況下、今後その影響が大きくなるものと懸念しております。

また、戸倉ダム建設計画中止に伴い進められてきた、まちづくり交付金事業が平成20年度で終了し、これに伴う事業費の減少も大きな特徴となっています。

こうした厳しく、しかも先行き不透明感の大きい中で、予算編成を余儀なくされたところであります。

さて、今期定例会に提案申し上げる案件であります。条例の制定が1件、廃止が1件、条例の一部を改正する条例が7件、規約変更の協議が3件、指定管理者の指定が14件、村道路線認定のほか、平成21年度一般会計及び7特別会計の当初予算、更には平成20年度一般会計補正予算及び7特別会計補正予算など、あわせて43件と盛り沢山の案件であります。

それぞれ各議案につきましては、その都度ご説明を申し上げますので、ご審議の上、ご認定くださいますようお願いを申し上げます。招集のあいさつとさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

議長（萩原日郎君） ただいまから、平成21年第2回片品村議会定例会を開会します。本日の会議を開きます。

午前10時05分 開会

## 日程第1 会議録署名議員の指名

議長（萩原日郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、7番 星野侃三君及び8番 高橋正治君を指名します。

## 日程第2 会期の決定

議長（萩原日郎君） 日程第2、会期の決定の件を議題にします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から3月13日までの8日間にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(萩原日郎君) 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から3月13日までの8日間に決定しました。

### 日程第3 諸般の報告

議長(萩原日郎君) 日程第3、諸般の報告を行います。

去る3月4日、教育委員会から、教育委員会の点検・評価報告書が提出されました。お手元に配布の報告書のとおり報告します。

これで諸般の報告を終わります。

### 日程第4 一般質問

議長(萩原日郎君) 日程第4、一般質問を行います。

通告に基づき、順番に発言を許可します。

3番 飯塚美明君。

(3番 飯塚美明君登壇)

3番(飯塚美明君) はい、3番。

それでは一般質問をいたします。

近年片品村の宿泊産業は、大変厳しい経営状況の中にあります。このような中で、改善のための短期的な対策と中長期的な対策について、質問と提案をさせていただきます。

まず、第1点といたしまして、売り上げの減少により灯油や食材費の支払い資金繰りに困窮している民宿・ペンション等で、観光農業推進資金を利用できない、つまり資格がない中小企業者が県の経営サポート資金等におきまして、観光農業推進資金と同様に0.9%の借入資金として利用できるように、村で利子補給をすることができないでしょうか。

次に、2番目の質問といたしまして、子ども農山漁村交流プロジェクトについて、お尋ねいたします。

全国2万3,000校の小学校の一学年120万人を1週間ほど農山漁村に滞在させる子ども農山漁村交流プロジェクトは、文部科学省、農林水産省、総務省の3省連携により推進され、2012年には全国に約500の地域の受入れ拠点を設け、全国の小学生を対象に送り込むという壮大な国家事業であります。

このプロジェクトは、住民総がかりでの交流人口の拡大と地域作りに直結する画期的な政策として注目されています。

2008年度から全国50のモデル地区、175校のモデル校におきまして、試験的に取組が始まり、片品村でもモデル地区として子どもたちを2008年度に受入れをいたし

ました。2012年度から本格的にこれは実施されるものです。

子ども滞在の受入れ拠点となります地域には、100人以上の子どもたちが1週間程度宿泊することができ、そして体験活動を行うことができる施設と人材が必要となります。仮に一学年の8割が、この長期宿泊交流体験に参加しますと、一地域におきまして100人以上のこの子どもたちが入れ替わり訪れ、年間で延べ5.5か月、約半年になりますが、このように長い滞在期間ということになります。受入れ地域にとりましては、100人以上の宿泊施設の確保、体験の運営と容易なことではなく、住民の負担も大きいわけですが、実現すれば安定した交流人口の需要になり、地域の活性化と地域作りに大きく貢献することになります。

このような都市農村交流の受入れ施設と滞在プログラムの基盤作りによりまして、小学生の受入れだけでなく、中学生・高校生の修学旅行や一般、ファミリーの来訪の波及効果も期待されます。うまく機能すれば産業の活性化につながることは確かなことですが、昨年片品村におきまして実施された経験を基に、今後この子ども農山漁村交流プロジェクトの対応は、どうしていくべきか片品村で考えているかお聞かせください。

最後になりますが、もう1点質問いたします。

先ほど述べました子ども農山漁村交流プロジェクトとは、一点にしぼった部分の質問でありましたが、将来の観光片品の方向をどう村が舵取りするか、これについて質問いたします。

片品村における冬のスキー客、グリーンシーズンの尾瀬等への訪問客は、宿泊を伴わない日帰りパターンへと大きく変化をし、宿泊産業は将来への取組に大変苦悩している現実があります。まさに地域観光を変革する波が押し寄せています。

最近の観光客は、観光名所や風光明媚な景色を見て、お土産を買うというそういう観光パターンでは満足しなくなりました。顧客ニーズに応じた体験や学習、交流のメニューを豊富に用意しなければ観光地として成り立たなくなりました。地域資源の開発と観光商品化及び地域観光の運営に住民の参加が必要となりました。まさにまちづくり活動と重なることが多いわけです。

子ども農山漁村交流プロジェクトの考え方は、2008年から着手されたものですが、趣旨が共通の取組を早くから進め、大きな成果を出している株式会社南信州観光会社、これは飯田市の商業観光課という窓口が母体として出発いたしまして、事業が大きくなりまして、2000年から民間の出資を受けて第3セクターとして観光協会のようなことをやっている会社であります。この南信州観光会社について参考として触れておきます。

1995年、観光市場を教育旅行マーケットに絞り込み修学旅行誘致を開始しました。関東、関西の中学・高校、教育委員会、旅行会社に3,000通のDMを実施しましたが、1年を経て、1校の反応があっただけであります。

1996年、横浜の高校の自然教室が始めて訪れ、体験学習を実施したのが初めての実績となりました。

2000年には48団体、2001年には68団体、2005年度には109校17,

000人の修学旅行を迎えることに至ったということです。

修学旅行に求められる内容が、見学的学習旅行から地域の人々と本物の体験によって、本物の感動を得られる体験学習が求められる時代になったわけです。これは国が実施する交流体験プロジェクトの考え方に一致しております。

近年、農山漁村地域が、一次産業と伝統的な暮らしの地域資源を活かした体験交流プログラムによりまして、主に小学生・中学生の体験交流や修学旅行を取り扱うことを目標とした体験交流開発型の着地型観光マネージメントを実施しております。この取組は、新しい観光片品の村づくり、村の活性化につなげるチャンスと考えますが、どうでしょうか。

以上、3点についてご意見をお尋ねいたします。

よろしく願いいたします。

議長（萩原日郎君） 村長 千明金造君。

（村長 千明金造君登壇）

村長（千明金造君） はい、村長。

飯塚美明議員の通告に基づいて、ご質問にお答えいたします。

初めに、中小企業者が県の経営サポート資金等において、観光農業推進資金と同様に0.9%の借入資金として利子補給できないでしょうかとのご質問ですが、現在、群馬県の中小企業に関わる制度融資は、小口資金、小規模企業事業資金、中小企業設備支援資金など、全部で12の資金がありますが、この中の一つにご質問の経営サポート資金がございます。

これは群馬県が、金融機関及び県信用保証協会の協力を得て資金の融資を促進し、県内中小企業者の経営の安定と成長に資することを目的にした制度でございます。

融資対象は、県内に事業所を有する中小企業者で、取引先金融機関及び保証協会の支援が確実に見込まれ中長期的に経営の安定、又は発展が図られる者で、一般的に利用されているものとして、セーフティネット保証や緊急保証がありますが、この要件に該当する中小企業者として、市町村長から認定を受けた者が融資対象者となります。

この二つの関連要件とも、融資限度額6,000万円、融資期間10年以内、融資利率、年1.9%ですべて保証協会の信用保証がつくというものです。片品村における現在の申請状況ですが、平成18年が6件、平成19年が9件でしたが、今年は既に40件を超える多くの認定申請が出されております。

さて、ご質問の観光農業推進資金と同様の0.9%の借入資金でございますが、これは村の利子補給に加えて片品村農協が貸出金利を1.6%下げた結果の金利でございます。金利引下げ措置のない他の金融機関では、経営サポート資金のほうが低利な制度となっておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

この経営サポート資金の融資ですが、昨年の10月31日からスタートした緊急保証制度は、対象業種を185から760業種に拡大し、さらに利用条件も最近3か月の平均売上高が前年同期より落ち込みが、5%以上から3%以上と緩和されていますので、利用し

やすい制度になっております。

利子補給につきましては、県内や郡内の市町村の状況や財政状況を勘案し、群馬県等の指導を仰ぎながら検討してまいりたいと考えています。

次に、文部科学省、農林水産省、総務省の3省連携により推進される子ども農山漁村交流プロジェクトが2012年に本格的に実施され、この受入れ態勢作りや農山漁村地域が一次産業と伝統的な暮らしの地域資源を活用した体験交流開発型の着地型観光マネジメントを実施している取組は、新しい観光片品・村の活性化につながると考えますが、どのように捉えていますかについてですが、ご質問のように、この子ども農山漁村交流プロジェクト事業は、愛称を「ふるさと子ども夢学校」として、総務省、文部科学省、農林水産省の3省合同により、学ぶ意欲や自立心、思いやりの心、規範意識などをはぐくみ、力強い子どもの成長を支える教育活動として、小学校における農山漁村での長期宿泊体験活動を推進することを目的に、全国2万3,000校で一学年120万人を目標に体験活動を展開することを目指しております。

国においては、今後五年間で農山漁村における受入れ体制の整備や地域の活力をサポートするための全国推進協議会の整備等を進めており、平成20年度の取組は、農山漁村での1週間程度の宿泊体験活動をモデル的に実施し、これらの活動を通じて、課題への対策、ノウハウの蓄積等を行うとしています。

また、関係機関での情報の共有化等を図り、地域の自立的な活動につなげるというものであります。

各省の取組は、文部科学省では、子どもたちの学ぶ意欲や自立心、思いやりの心、規範意識の豊かな人間性や社会性をはぐくむため、農林水産省が進める受入れモデル地域と連携し、小学生の農山漁村での長期宿泊体験活動を実施するというものであり、農林水産省は、各都道府県に一学年単位、100人規模で受入れ可能なモデル地域を設け、地域でのワークショップ等を通じた受入れ計画の作成、受入れ拠点施設の整備などを総合的に支援し、受入れ地域を全国拡大につなげるモデル構築を行うものです。

また、総務省は、都道府県が行う県内の活動計画の作成、研修会の開催、都道府県推進協議会の運営や市町村が行う農家民宿の開業促進など、受入れ地域づくりへの取組等に対して支援を行うとしております。

今年度の受入れモデル地区ですが、先導型受入れモデル地区が片品村を始め全国で14地区、体制整備型受入れモデル地区が39地区選定されました。

この事業の片品村地区での取組体制ですが、片品村、片品村農協、片品村観光協会及び宿泊施設代表者を構成員として、平成20年4月1日付けで片品村受入地域協議会を設立いたしました。

協議会長には、片品村農協組合長が就任し、事務所を片品村農協、農業観光部内に置いて活動を行っております。

今年度実施いたしましたモデル事業では、7月23日から26日の3泊4日で邑楽町から4小学校、8月20日から26日の6泊7日で埼玉県上尾市から1中学校、合わせて5

校、計507名の方々を各宿泊施設で、地域の特色を生かした様々な体験メニューを用意して受入れいたしました。

7月24日には、農林水産省農村振興局長一行が片品村内を訪れ、受入れ状況等の視察をしていただいております。

この事業による効果は、学校側では農家に滞在し、家事や食事の手伝いをしたり、農作業等の体験を行うことで、児童の学ぶ意欲や自立心をはぐくみ、学校教育が目指す「生きる力」につながり、一泊二日とは異なる長期宿泊体験では、親元から長く離れることもあり、明らかに子どもたちが、たくましくなったとの評価が寄せられています。

また、農作業体験を通して、ただ収穫するだけでなく農家の方に栽培から収穫までの苦労話を聞き、食べ物大切さを再認識する食育につながることも期待されます。

農山漁村交流プロジェクトは、グリーンツーリズムの一つと考えますが、尾瀬がその基になったともいわれておりますエコツーリズムや、最近では医学的な根拠に基づく健康回復や維持増進につながる観光として注目をされているヘルスツーリズムの研究がなされ、昨年度、尾瀬地域ヘルスツーリズム推進研究会から尾瀬の鳩待峠から見晴区間のトレッキングコースは、健康づくりにとって最適なコースであることが検証されています。

この研究会では、本年度は県の協力もいただきながら、宿泊や温泉、地場産品を利用した効果について引き続き研究が予定されていますが、さらに温泉療法や森林療法が加われれば、村内に湧出する温泉や森林浴の森百選の武尊自然休養林等の活用も期待されるところでもあります。

また、昨年度から進められている尾瀬認定ガイド協議会では、尾瀬と地域の魅力を解説できる知識と能力を持つガイド認定を行ないますが、これは尾瀬地域だけでなく尾瀬を有する地元市町村の魅力を発信できるガイドということで、これも期待されるところです。

多くの宿泊・観光施設を抱える片品村といたしましても、変化する観光ツアーの流れやニーズに合った他地域に勝る商品づくりが必要と考えられますが、子ども農山漁村プロジェクトも大きなターゲットになる可能性がありますので、可能な限り取り組むべきものと考えています。

幸いなことに片品村には、尾瀬・日光の二つの国立公園を始め、百名山の三山、平成の名水といった自然や高原ならではの地場産品が豊富にありますので、これらに工夫を加えれば競争力のあるメニュー作りができるのではと考えます。

また、昨年実施したモデル事業での取組、取扱いをしていることも強みだと思います。

グリーンツーリズム、エコツーリズム、さらに先端に行くヘルスツーリズムへの取組も片品村では始まっています。新しい考え方の旅行に多くのメニューを準備し、お客様のニーズにあった商品を用意し、地域の特色を生かした体制を整えることで、地域の人材を活用した体験を行ったり、地場産品を食材に用いたりすることで、地域のお土産にもたらす経済波及効果も大いに期待することができます。

この事業を推進することにより、更に片品村の活性化につながるものと考えております。

今後とも、議員各位のご協力とご指導を賜りますようお願い申し上げます。飯塚美明

議員への答弁とさせていただきます。

よろしく願い申し上げます。

3番（飯塚美明君） はい、議長。

議長（萩原日郎君） 3番 飯塚美明君。

3番（飯塚美明君） はい、3番。

まず、第1点のことについて、もう少し私の考えを入れながらお伺いいたします。

経営サポート資金というのは先ほどご説明ありましたように1.9%ということでありまして、観光農業推進資金は村と農協の利子補給によりまして0.9%になっているということで、1%の、借入れをする時に開きがあるわけです。

片品村の民宿・ペンション・旅館・ホテル等の宿泊業は約220件あり、そのうち約50件以上の方が利子補給をされる資金、つまり観光農業推進資金を利用することができないという不公平な状態にあります。機会の平等という最低限の公平性の観点から、是非1%の村の補給をして0.9%というところで、同じところで利用できるように再度検討をお願いしたいと思います。

どうしても国の政策的には、農業には補助金はあっても、観光には補助金なしと言われておりますけれども、片品村は、農業と観光を基幹産業としてうたって村づくりをしているわけでありまして。不公平とならないように是非ともご検討をお願いいたします。

それから2点目、3点目の質問に関しましては、大変詳しく現状を報告していただきました。そして将来の取組もだいたい具体的に考えて進んでいるという感じを受けました。ただ、一つ弱いと思ったことは、これを進めるのが、誰が中心になるかというところであります。協議会が20年にできた。片品農協が中心になって進めているようでありますが、これは是非とも行政仕掛け型による協議会に持っていきまして、そして観光協会が窓口でそれを取り扱うシステムが、私は最適かと考えております。

そのようなことを最後にお願いをいしまして、私の一般質問を終わります。

どうもありがとうございました。

議長（萩原日郎君） 次に、7番、星野侃三君。

（7番 星野侃三君登壇）

7番（星野侃三君） はい、7番。

一般質問に入る前に、一言お詫び申し上げます。

12月定例会の一般質問中、私の勉強不足でいい答弁を引き出すことができず、傍聴席より大変大きな声を出し、村長、執行部の皆さん、また議員の皆さん大変迷惑をかけ不快な思いをしたと思います。この場を借りてお詫び申し上げます。

また、神聖な議場で言うてはいけないことを言うてしまった、本人の気持ちも是非分かってください。

本日、傍聴席に来ていますが、声を出すことも発言することもできませんので、本人より詫び状を預かってきましたので、代読します。

12月定例会では、村長を始めとする執行部の皆さん、議員の皆さん大きな声をこの神聖な議場で言うて大変不愉快な思いをさせ、申し訳ありませんでした。お詫び申し上げます。

片品村 番地 。

一般質問に入るわけですが、光ファイバーの事や関連したインターネットと12月定例会の村長答弁の2件について、お聞きしたいと思います。

最初に、光ファイバーについて、お聞きしたいと思います。

2008年秋に光ファイバーが片品に引かれたわけですが、光ファイバーが引かれたということは大変すごいことだと思います。

村長にお聞きします。

仮申込みはどのくらいあったのですか。今、申し込んで使っている人は、どのくらいいるのか。

また、その光ファイバーに関係した、インターネット関係の予算にどのくらいとっているのかお聞きしたいと思います。これが1件です。

もう1件は、12月定例会の一般質問についての答弁についてと行政執行の姿勢について、村長にお聞きします。

平成20年12月定例会の一般質問では答えてもらえませんでした。元第三区長より再度聞いてくれと再三言われましたので、元第三区長のこの問題については、答えてくれるまで、何回でも聞きます。

考えてみますと全協は非公開です。秘密会というか聞いているのは、議員と村の執行部だけです。私は元区長の代わりに質問しただけです。元第三区長は、答を聞いていません。今日は、本人も傍聴席に来ておりますので、本人のいるところで1月30日の全協での村長の会議録のことについての発言を再度お聞きします。

議長（萩原日郎君） 村長 千明金造君。

（村長 千明金造君登壇）

村長（千明金造君） はい、村長。

星野侃三議員の通告に基づきまして、答弁をさせていただきます。

光ファイバーの仮申込み者数と実際に申し込んだ者の数、これからの対応についてですが、仮申込み者数は634件で、実際の申込み者数はNTT東日本株式会社に確認したところ、仮申込み数の約6割弱との回答で、詳細な数については、会社の方針で部外には公表できないとの回答でした。

これからの対応については、過疎地域で人口密度の少ない片品村にとってNTT東日本が他の同様の地域に先駆けて、いち早く光ケーブルを敷設してくれましたので、利用可能地域の住民の皆様が、一人でも多く有効活用してくれるよう期待するものであります。

次に、インターネットと片品村のホームページとその対応についてですが、片品村役場のインターネット環境は、現在、ADSL8メガタイプを利用しています。平成20年12月から光サービスが提供になりましたので、庁内・庁外電話回線網及び庁内LANの出先回線を光サービスに移行したいと考えております。これによりランニングコストの軽減も図れますので、早急に対応したいと考えています。

片品村のホームページとその対応についてですが、現在、村のホームページは、全体のデザインとレイアウト等は業者に委託して作成し、中の記事は職員が更新しています。村の最新情報、トピックス等のお知らせや情報提供を中心に作成し、更新していますが、多くの皆様に利用していただき、見やすく親しまれるよう工夫しながら運用していきたいと考えています。

次に、12月定例会の一般質問について、行政執行の姿勢について、区長会についての12月定例会の一般質問の答弁についてと定例会後の質問状について、その後の対応についてのご質問ですが、まず、区長会の答弁関係では、議会終了後、会議内容についての説明が不十分であるとの指摘がありましたので、平成21年2月20日付け発行の議会だよりの紙面上で、説明の補足をさせていただきました。

また、定例会後の質問状につきましては、平成21年2月25日付け星野侃三議員あて回答させていただきました通りでございますので、よろしく願い申し上げまして、星野侃三議員への答弁とさせていただきます。

7番（星野侃三君） はい、7番。

議長（萩原日郎君） 7番 星野侃三君。

7番（星野侃三君） はい、7番。

最初に、光ファイバーについて質問したいと思います。

村長にお聞きします。

ホームページは、村の顔といわれています。ホームページは村で作っているのか。委託しているのか。

また、光ファイバーが入ったおかげで、パソコンを買ってインターネットをする人も多いと思います。トラブルもあると思います。パソコンを買った業者任せではなく、フォローしていくつもりがあるのか。

また、村のホームページのご意見募集のところ、「原則回答はいたしません、参考にさせていただきます。」と書いてありますが、意見や要望がどのくらいあるのかお聞きしたいと思います。

また、どんな意見があったのか。

議長（萩原日郎君） 村長 千明金造君。

村長（千明金造君） はい、村長。

ただいまも申し上げましたとおり、デザインとレイアウト等は業者に委託ということで説明をさせていただきました。

また、細かい内容につきましては、より理解をしていただくために、詳細の分かる関係課長に説明をさせますので、よろしくお願いたします。

議長（萩原日郎君） 総務課長 星野準一君。

総務課長（星野準一君） それでは、ただいまのご質問の中のトラブル処理に対するフォローを村が考えているのか。

また、そういったことを行うことが、適当ではないかというご質問がありましたが、インターネットを利用するパソコンの環境設定あるいはパソコンの使い方等につきましては、各個人あるいは使う方によって、その内容がまちまちであります。したがって、パソコンを使ってインターネットを見るような場合を想定して使う方、あるいはインターネットを利用して特にネットオークションということが盛んに行われていますが、そういうことで自分の収益という部分も考えながらインターネットを使いたいという考えの方もいるでしょうし、いずれにしても冒頭申し上げたように使い方については、各自あるいは各利用する方の形態によりまちまちでありますので、これらの具体的な指導を村が行うことにつきましては、非常に範囲が広いのとケースが多岐にわたるので、なかなか対応が難しいと考えられますので、現状ではそういった体制をとる、あるいはこういったことを直接行うという計画は持っておりません。

加えて申し上げるならば、各解説書、手引書等がいろいろ出回っておりますし、また仮にインターネットにつながっている状態であれば、インターネット上でもそういった対処方法等が探すことができると思いますので、そういったことを組み合わせて、各々がうまく使っていけるように工夫をしていただければと、お願いをしたいところでございます。

次に、村のホームページの中で、意見を求めながら原則回答はしませんというご指摘がございましたが、村のホームページ上ではトップページの中で、意見を求めている欄がございます。それからホームページの中に村長の部屋がありますが、その村長の部屋の中でもまた意見を求めているところがございます。

まず、トップページでは、原則回答はしませんとなっております、特に個人的な事柄あるいは誹謗中傷という内容については、原則回答しませんとなっております。これは村長の部屋でもそのような記載があると思います。ただ、原則ということで、全く回答はしないということではございません。

特に、村長の部屋の中では、回答を求めるか求めないかという設問項目も確かあったと記憶しております。いわゆるこうしたことに対しては、回答いたしませんということが注意書きの項目にありますけれども、そういったことに触れない部分に関して意見を求められたり、あるいは提言・提案に対しての村の考え方が、その場で示せるものについては、回答をしておりますし、可能な限り村の方針あるいは考え方を理解していただきたいという意味で、ホームページを使っていただきたいし、村も見ていただきたいと考えておりますので、ホームページにメールを寄せてくれる方の意見は、最大限尊重するように努めております。

次に、内容についてのご質問があったとメモがありますが、これについては村の行政全般にわたっていろいろな意見が来ております。時節に対する意見、例えばふるさと納税を始めた時期がありました。対応へのメール等も含めて時節の問題あるいは村の行政全般に対する内容等いろいろな内容がありますが、これらについて来た場合については、それぞれ担当部署にまわして、適切な対応をとっていただくようにさせていただいております。

それから数のご質問があったと思いますが、そう多くの数が来ているわけではございません。月に数件程度という記憶ですが、正確に数のデータはとってございませんので、月に数件程度とお答えさせていただきます。

よろしくお願いいいたします。

以上です。

7番（星野侃三君） はい、7番。

議長（萩原日郎君） 7番 星野侃三君。

7番（星野侃三君） はい、7番。

今までのことは、総務課長が27日の日に1時頃から4時過ぎまで、私のところに来て質問内容を詳しく聞いてきました。

最後になりますが、これは村長にお聞きます。

村長は、この光ファイバーが入ったことによって、インターネットを使って何をしたいのか、村のホームページはこれで良いのか、自分でホームページを作っていく気はあるのか。

また、他町村のホームページを見て、片品村のホームページをどのように感じているのか、村長のお考えをお聞きしたいと思います。

議長（萩原日郎君） 村長 千明金造君。

村長（千明金造君） はい、村長。

今、侃三議員の申された、私がホームページを作る気があるのかとか、そういった内容

につきましては、頂いているこの質問の通告に載っておりませんので、今後考えていきたいと考えています。

7番（星野侃三君） はい、7番。

議長（萩原日郎君） 7番 星野侃三君。

7番（星野侃三君） はい、7番。

それでは2件目の定例会の一般質問についての答弁について、お聞きしたいと思います。

先ほど全協では言葉が足りなかったと言ったわけですが、12月定例会の一般質問の議事録の村長答弁を良く読むと、開催の事実がわかる程度の記録があるのみ。同席していた副村長も記録を定かにとっている程度。元区長より預かった文書を私が読んだ後の答弁では、村長は、開催の記録がとってあるわけでもありませんし、また開催後2年を経過していますので、質問に対して答えることは控えさせていただきますと言っています。12月定例会では、ないと言っております。

定例会後の1月9日ですか、編集のための要約する議事録を送ってもらい、議事録を元第三区長に見せると、これは会議録ではないのかと持ってきました。

これが元第三区長の持ってきた議事録の写しです。

まさか配布した会議録を持っているとは思いませんでしたので、また情報公開条例に基づいて総務課より取って見たら、元区長の持ってきた会議録と同じ物でした。

これが情報公開条例に基づいてとった会議録です。

だから会議録は、ないのではなくあったのです。山の中の花咲でもこの字はですね、総務課長、村長見てください。会議録と読むんですよ。写した文字がこれです。もう嘘は止めてください。言葉が足りなくてと言っていました、言葉が足りなくてではなく、村長は話は人一倍うまいほうです。全協で有耶無耶にしたかったのではないのでしょうか。

全協は非公開ですので、秘密会と同じです。私は元第三区長に頼まれ、代わりに聞いているだけです。本会議で聞いたものは本会議で答えてください。村長は本会議で嘘を言った。違いますか。

この会議録は、10月24日の会議録でなければ、何なのかお聞きしたいと思います。

議長（萩原日郎君） 村長、千明金造君。

村長（千明金造君） はい、村長。

ただいまの侃三議員の質問であります、これが12月の議会の会議録であります。

この会議録にもありますように、事実がわかる程度の記録があるのみ、と説明させていただきました。その関係について、先ほど申し上げましたとおり説明不足ということで、後日、2月の議会だよりに載せるように、説明不足の部分を提出させていただいたという

ことでありますが、その会議録の中で、副村長はこういうふうに述べております。地域の要望あるいは敬老会の開催それから区長のあり方といいますか、そういう話が出たと記憶していると、ここにも載っているわけです。

私が、その先ほども最後に申し上げたのも、先ほども申し上げましたとおりでありまして、とこれ以外の細かい記録がとっていないということで説明させていただきましたので、この会議録に載っているとおりでありますので、ご理解をしていただきたいと思います。

7番（星野侃三君） はい、7番。

議長（萩原日郎君） 7番 星野侃三君。

7番（星野侃三君） はい、7番。

これは会議録ということだと、私は思っております。会議録は、正式な会議録があったということはですね、情報公開条例で出した物です。これは。

会議録があったということは、正式な区長会との懇談会だったと思います。

区長というのは、一箇年ではありますが、非常勤の特別職地方公務員ですよ。私のこんな質問を個人的なことを聞いてなんて言っている人もいると思いますが、区長とは昔からあった役職ですよ。報酬も村から払っています。行政の協力者です。その会議の中の発言です。個人的なことではないと思います。

議員は、小さな声、声なき声にも耳を傾け行政に伝えるのが仕事です。

12月定例会で答えてもらえませんでしたので、質問状を提出しました。質問状を読んでもらい、返事をもらいましたが、これです。

署名があるわけでもありません。判がついてあるわけでもありません。誰が書いたかも分からないので、メモです。これは。

再度お聞きします。嘘を言うではない作り話をするなどは、何の根拠で言ったのかお聞きしたい。このことを弁護士に相談したら、会う必要はない。会わないほうがいいと言われたのであわない。このことを相談した弁護士の名前をお聞きしたい。

また、何時相談したのか。

議長（萩原日郎君） 村長 千明金造君。

村長（千明金造君） はい、村長。

ただいま25日ですか、侃三議員に提出したその書類が、誰が作った物が分からない。あるいは判が押してないと言いましたが、あの時も私がお渡しする時に、口頭で申し上げましたとおり、直接お渡しするから封はしてありませんと、そう断ってお渡ししたことを、是非理解をしていただきたいと思います。

それからただいまの質問であります、お手元に一般質問に対しての通告が載っており

ます。この星野侃三議員さんからいただいた通告に対しましては、誠意を持ってお答えさせていただいたと、そのように理解しておりますので、よろしくお願いたします。

7番（星野侃三君） はい、7番。

議長（萩原日郎君） 7番 星野侃三君。

7番（星野侃三君） はい、7番。

また答えてもらえないんですけれども、大変情けなく思っております。ここを読めばいいわけですから、本会議で。だから答えてないってことなんですけれども。

それではじゃあいいですよ。じゃあこのような小さなことばかり、私がいつも言っているというんでしたら、尾瀬が単独国立公園、片品の湧水が平成の名水百選に選ばれたりしていますので、これから大きな環境問題、公害問題に取り組んでいきたいと思います。

6月の定例会、9月定例会、また残りの議員任期間を渡良瀬川のことに取り組んだ田中正造まではいかなくても、議会だけではなくマスコミに取り上げてもらえるような大きなことに取り組んでいきたいと思います。

終わります。

議長（萩原日郎君） 一般質問を終わります。

議長（萩原日郎君） 暫時休憩いたします。

午前10時58分 休憩

午前11時11分 再開

議長（萩原日郎君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

## **日程第5 議案第1号 片品村介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定について**

議長（萩原日郎君） 日程第5、議案第1号 片品村介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定について、を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 千明金造君。

（村長 千明金造君登壇）

村長（千明金造君） はい、村長。

議案第1号 片品村介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定について、提案の説明を申し上げます。

平成21年度からの制度改定により、介護報酬が引き上げられます。それに伴う介護保険料の急激な上昇を抑制するため、平成21年度及び平成22年度に必要な経費が国から交付されます。この交付金を管理運営するための基金を設置する条例の制定をお願いするものであります。

なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（萩原日郎君） なお、詳細な説明を求めます。

保健福祉課長 桑原和一君。

保健福祉課長（桑原和一君）

（詳細説明）

議長（萩原日郎君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

（「進行」と呼ぶ者あり）

議長（萩原日郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（萩原日郎君） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（萩原日郎君） これで討論を終わります。

これから、議案第1号 片品村介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定について、を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（萩原日郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第1号 片品村介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定については、原案のとおり可決されました。

## 日程第6 議案第2号 片品村税条例の一部を改正する条例について

議長（萩原日郎君） 日程第6、議案第2号 片品村税条例の一部を改正する条例について、を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 千明金造君。

（村長 千明金造君登壇）

村長（千明金造君） はい、村長。

議案第2号 片品村税条例の一部を改正する条例について、提案の説明を申し上げます。

今回の一部改正は、地方税法の一部改正が平成20年法律第21号で公布されたことを受け、施行の期日が今後到来するもののうち、寄附金税額控除の適用対象法人について規則に委任する改正です。

改正内容につきましては、所得税における寄附金控除の適用対象のうち地域における住民の福祉の増進に寄与するものとして、規則に掲げるものを追加して、対象となる寄附金の範囲を拡大するものです。

なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（萩原日郎君） なお、詳細な説明を求めます。

住民課長 桑原正典君。

住民課長（桑原正典君）

（詳細説明）

議長（萩原日郎君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

（「進行」と呼ぶ者あり）

議長（萩原日郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（萩原日郎君） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(萩原日郎君) これで討論を終わります。

これから、議案第2号 片品村税条例の一部を改正する条例について、を採決します。  
お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(萩原日郎君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第2号 片品村税条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

### **日程第7 議案第3号 片品村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について**

議長(萩原日郎君) 日程第7、議案第3号 片品村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 千明金造君。

(村長 千明金造君登壇)

村長(千明金造君) はい、村長。

議案第3号 片品村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、提案の説明を申し上げます。

今回の一部改正は、国民健康保険法等の一部を改正する政令が公布され、国民健康保険税を年金から特別徴収の方法により徴収できることが、新たに創設されました。

今回の改正は、これに伴う事務量が莫大となり、限られた期限までに賦課処理することが不可能な状況が見込まれるので、これを解消するための措置と国民健康保険の給付の増大に伴い、目的税であるこの国民健康保険税率の改正をするものでございます。

なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長(萩原日郎君) なお、詳細な説明を求めます。

住民課長 桑原正典君。

住民課長(桑原正典君)

(詳細説明)

議長（萩原日郎君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。  
質疑は、ありませんか。

10番（吉野 勲君） はい、議長。

議長（萩原日郎君） 10番 吉野 勲君。

10番（吉野 勲君） はい、10番。

国民健康保険の財源につきましては、基金的に大変厳しいということで承知はしておりますけれども、この負担増ということで、今までの基金的な状況あるいはこれからどういうふう国民健康保険の基金が、この値上げといいますが実質的な負担増によって、どうかたちになっていくのか、その辺の具体的なことを若干お聞かせいただきたいと思っております。

議長（萩原日郎君） 住民課長 桑原正典君。

住民課長（桑原正典君） 国保特別会計につきましては、担当課が保健福祉課となっておりますので、保健福祉課長からお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

議長（萩原日郎君） 保健福祉課長 桑原和一君。

保健福祉課長（桑原和一君） 国保特別会計の状況につきましては、かねて全員協議会といたしたところでもお願いをしているわけですが、平成16年度に国保税については改正をして以来、5年経過しているということで、平成20年につきましては、介護納付金の部分で段階的に利根沼田の他の市町村並みに引き上げたいということで、一部の手直しをさせていただいているところであります。

もう国保会計で所有する基金も底をついているような状況であります。平成16年に想定したその医療給付費が、もう5年経過していて相当増額となっております。

近年、近代的な医療を受ける方、心臓病、動脈硬化、脳疾患そういった高度医療を受ける場合には、相当な医療費の負担となります。ちなみに半年間ぐらいで一番医療費を負担した世帯であります、1件は約1,000万円近い医療費総額となっております。

次に、多い方で心臓病の手術の方ですが、660万円ほど半年ぐらいの間に負担しております。

以下、そういったことで500万円以上の方が4件、300万円以上の方が3件、もうその部分だけでも相当な医療費の負担になっているのが実態であります。そういったことを踏まえて、今回税制改正をお願いするものであります。

よろしくお願いたします。

今後については、繰越金等が生じる場合については、極力また基金に戻入れをして、国保の財政の安定化に努めていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

議長（萩原日郎君） ほかに質疑は、ありませんか。  
（「進行」と呼ぶ者あり）

議長（萩原日郎君） 質疑なしと認めます。  
これで質疑を終わります。  
これから討論を行います。  
まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（萩原日郎君） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（萩原日郎君） これで討論を終わります。  
これから、議案第3号 片品村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、を採決します。  
お諮りします。  
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。  
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（萩原日郎君） 異議なしと認めます。  
したがって、議案第3号 片品村国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

## **日程第8 議案第4号 片品村福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について**

議長（萩原日郎君） 日程第8、議案第4号 片品村福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について、を議題とします。  
本案について、提案理由の説明を求めます。  
村長 千明金造君。  
（村長 千明金造君登壇）

村長（千明金造君） はい、村長。  
議案第4号 片品村福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について、提

案の説明を申し上げます。

福祉医療のうち、子どもに係わる医療費について、いわゆる無料化ですが、従来通院が小学校卒業まで、入院が中学校卒業までとなっておりましたが、入・通院ともに4月から中学校卒業までに拡大をお願いするものであります。

なお、群馬県の医療費助成制度については、平成21年10月から中学校卒業までに拡大される予定であります。

なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（萩原日郎君） なお、詳細な説明を求めます。

保健福祉課長 桑原和一君。

保健福祉課長（桑原和一君）

（詳細説明）

議長（萩原日郎君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

（「進行」と呼ぶ者あり）

議長（萩原日郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（萩原日郎君） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（萩原日郎君） これで討論を終わります。

これから、議案第4号 片品村福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について、を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（萩原日郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第4号 片品村福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例

については、原案のとおり可決されました。

## 日程第9 議案第5号 片品村介護保険条例の一部を改正する条例について

議長（萩原日郎君） 日程第9、議案第5号 片品村介護保険条例の一部を改正する条例について、を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 千明金造君。

（村長 千明金造君登壇）

村長（千明金造君） はい、村長

議案第5号 片品村介護保険条例の一部を改正する条例について、提案の説明を申し上げます。

介護給付費は年々増加しており、平成21年度から平成23年度の第4期計画においても、増加することが予測されます。

また、制度改定に伴い介護報酬が引き上げられるため、財源の確保が厳しく介護保険料の引き上げを余儀なくされます。つきましては、平成21年度から平成23年度の介護保険料の引き上げをお願いするための一部改正であります。

なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、ご審議のほどよろしく願いします。

議長（萩原日郎君） なお、詳細な説明を求めます。

保健福祉課長 桑原和一君。

保健福祉課長（桑原和一君）

（詳細説明）

議長（萩原日郎君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

（「進行」と呼ぶ者あり）

議長（萩原日郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（萩原日郎君） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（萩原日郎君） これで討論を終わります。

これから、議案第5号 片品村介護保険条例の一部を改正する条例について、を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（萩原日郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第5号 片品村介護保険条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

#### **日程第10 議案第6号 片品村廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について**

議長（萩原日郎君） 日程第10、議案第6号 片品村廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について、を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 千明金造君。

（村長 千明金造君登壇）

村長（千明金造君） はい、村長

議案第6号 片品村廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について、提案の説明を申し上げます。

最近になって原油価格が急激に下がったことにより、指定袋の値下げをしたいと考えておりますが、原油価格の変動によって価格が変わる品物であります。現在条例の中で手数料として価格を定めておりますが、村指定のごみ袋については、製造業者から小売店に卸して販売をしているものであり、村に手数料としての歳入はないことから、この価格表を条例から削除したいというものであります。

なお、消費者に販売する価格は、各小売店とも統一した価格で販売を行っておりますので、価格表については、新たに要綱で制定したいというものであります。

附則は、施行期日で平成21年4月1日からの施行となります。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（萩原日郎君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

(「進行」と呼ぶ者あり)

議長(萩原日郎君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(萩原日郎君) 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(萩原日郎君) これで討論を終わります。

これから、議案第6号 片品村廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について、を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(萩原日郎君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第6号 片品村廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

#### **日程第11 議案第7号 片品村小口資金融資促進条例の一部を改正する条例について**

議長(萩原日郎君) 日程第11、議案第7号 片品村小口資金融資促進条例の一部を改正する条例について、を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 千明金造君。

(村長 千明金造君登壇)

村長(千明金造君) はい、村長。

議案第7号 片品村小口資金融資促進条例の一部を改正する条例について、提案の説明を申し上げます。

今回の条例改正は、県の指導により景気情勢等を踏まえ、借換制度を期間限定で使用できるようにし、村内中小企業の振興を図るために一部改正をお願いするものであります。

なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、ご審議のほどよろしくお願

い申し上げます。

議長（萩原日郎君） なお、詳細な説明を求めます。

むらづくり観光課長 桑原 護君。

むらづくり観光課長（桑原 護君）

（詳細説明）

議長（萩原日郎君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

（「進行」と呼ぶ者あり）

議長（萩原日郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（萩原日郎君） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（萩原日郎君） これで討論を終わります。

これから、議案第7号 片品村小口資金融資促進条例の一部を改正する条例について、  
を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（萩原日郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第7号 片品村小口資金融資促進条例の一部を改正する条例について  
は、原案のとおり可決されました。

## **日程第12 議案第8号 片品村菅尾瀬ロッジの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について**

議長（萩原日郎君） 日程第12、議案第8号 片品村菅尾瀬ロッジの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 千明金造君。

(村長 千明金造君登壇)

村長(千明金造君) はい、村長。

議案第8号 片品村菅尾瀬ロッジの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、提案の説明を申し上げます。

今回の一部改正につきましては、指定管理者の管理等について規定がないので、指定管理者の指定を行うための改正でございます。

なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、ご審議のほどよろしくようお願い申し上げます。

議長(萩原日郎君) なお、詳細な説明を求めます。

むらづくり観光課長 桑原 護君。

むらづくり観光課長(桑原 護君)

(詳細説明)

議長(萩原日郎君) 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

(「進行」と呼ぶ者あり)

議長(萩原日郎君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(萩原日郎君) 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(萩原日郎君) これで討論を終わります。

これから、議案第8号 片品村菅尾瀬ロッジの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長（萩原日郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第8号 片品村菅尾瀬ロッジの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

### 日程第13 議案第9号 片品村納税組合に関する条例を廃止する条例について

議長（萩原日郎君） 日程第13、議案第9号 片品村納税組合に関する条例を廃止する条例について、を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 千明金造君。

（村長 千明金造君登壇）

村長（千明金造君） はい、村長。

議案第9号 片品村納税組合に関する条例を廃止する条例について、提案の説明を申し上げます。

今回の条例の廃止は、個人情報保護法が施行されるなど、税務をめぐる社会経済環境が大きく変化したことを踏まえ、納税組合のあり方については抜本的に見直す時期にあるため、この制度自体を廃止し、これに伴い片品村納税組合に関する条例を廃止するものです。

なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（萩原日郎君） なお、詳細な説明を求めます。

住民課長 桑原正典君。

住民課長（桑原正典君）

（詳細説明）

議長（萩原日郎君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

（「進行」と呼ぶ者あり）

議長（萩原日郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（萩原日郎君） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（萩原日郎君） これで討論を終わります。

これから、議案第9号 片品村納税組合に関する条例を廃止する条例について、を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（萩原日郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第9号 片品村納税組合に関する条例を廃止する条例については、原案のとおり可決されました。

#### **日程第14 議案第10号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について**

議長（萩原日郎君） 日程第14、議案第10号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について、を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 千明金造君。

（村長 千明金造君登壇）

村長（千明金造君） はい、村長。

議案第10号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について、提案の説明を申し上げます。

群馬県市町村総合事務組合の組織団体である前橋市、高崎市、榛東村及び吉岡町で組織する榛名興産市町村組合が、平成21年3月31日限りで任意解散されるために、規約中の「邑楽町、榛名興産市町村組合」を「邑楽町」に改める規約変更でございます。

附則につきましては、第1項が施行期日で平成21年4月1日から、第2項は榛名興産市町村組合に係る財産持ち分の承継についてで、事務を承継する団体が受け継ぐというものです。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（萩原日郎君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

（「進行」と呼ぶ者あり）

議長（萩原日郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（萩原日郎君） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（萩原日郎君） これで討論を終わります。

これから、議案第10号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について、を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（萩原日郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第10号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議については、原案のとおり可決されました。

## **日程第15 議案第11号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について**

議長（萩原日郎君） 日程第15、議案第11号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について、を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 千明金造君。

（村長 千明金造君登壇）

村長（千明金造君） はい、村長。

議案第11号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について、提案の説明を申し上げます。

群馬県市町村総合事務組合の組織団体である吉井町が平成21年6月1日から廃され、その区域が同組合の組織団体である高崎市に編入されるために、規約中の「吉岡町、吉井町」を「吉岡町」に改める規約変更でございます。

附則は、施行期日で、この規約は群馬県知事が行う平成21年6月1日から多野郡吉井町を廃し、その地域を高崎市へ編入する配置分合決定に係る当該期日から施行するもので

す。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（萩原日郎君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

（「進行」と呼ぶ者あり）

議長（萩原日郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（萩原日郎君） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（萩原日郎君） これで討論を終わります。

これから、議案第11号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について、  
を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（萩原日郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第11号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について  
は、原案のとおり可決されました。

議長（萩原日郎君） 暫時休憩いたします。

午後 零時15分 休憩

午後 1時29分 再開

議長（萩原日郎君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

## **日程第16 議案第12号 群馬県後期高齢者医療広域連合の規約変更に関する協議について**

議長（萩原日郎君） 日程第16、議案第12号 群馬県後期高齢者医療広域連合の規約

変更に関する協議について、を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 千明金造君。

(村長 千明金造君登壇)

村長(千明金造君) はい、村長。

議案第12号 群馬県後期高齢者医療広域連合の規約変更に関する協議について、提案の説明を申し上げます。

平成21年5月5日から群馬県後期高齢者医療広域連合の構成市町村である富士見村が廃され、その区域が同広域連合の構成市町村である前橋市に編入すること及び平成21年6月1日から同広域連合の構成市町村である吉井町が廃され、その区域が同広域連合の構成市町村である高崎市に編入することに伴い、同広域連合規約を変更するものです。

なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長(萩原日郎君) なお、詳細な説明を求めます。

保健福祉課長 桑原和一君。

保健福祉課長(桑原和一君)

(詳細説明)

議長(萩原日郎君) 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

(「進行」と呼ぶ者あり)

議長(萩原日郎君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(萩原日郎君) 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(萩原日郎君) これで討論を終わります。

これから、議案第12号 群馬県後期高齢者医療広域連合の規約変更に関する協議について、を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(萩原日郎君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第12号 群馬県後期高齢者医療広域連合の規約変更に関する協議については、原案のとおり可決されました。

**日程第17 議案第13号 指定管理者の指定について**

**日程第18 議案第14号 指定管理者の指定について**

**日程第19 議案第15号 指定管理者の指定について**

**日程第20 議案第16号 指定管理者の指定について**

**日程第21 議案第17号 指定管理者の指定について**

**日程第22 議案第18号 指定管理者の指定について**

**日程第23 議案第19号 指定管理者の指定について**

**日程第24 議案第20号 指定管理者の指定について**

**日程第25 議案第21号 指定管理者の指定について**

**日程第26 議案第22号 指定管理者の指定について**

**日程第27 議案第23号 指定管理者の指定について**

議長(萩原日郎君) 日程第17、議案第13号 指定管理者の指定についてから日程第27、議案第23号 指定管理者の指定についてまでの、以上11件を一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 千明金造君。

(村長 千明金造君登壇)

村長(千明金造君) はい、村長。

議案第13号 指定管理者の指定について、提案の説明を申し上げます。

菅沼農村広場につきましては、指定管理者制度の適用により、指定管理者の指定を片品村菅沼にお願いし、期間は平成21年4月1日から平成26年3月31日まででございます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議案第14号 指定管理者の指定について、提案の説明を申し上げます。

摺淵生活改善センターにつきましては、指定管理者制度の適用により、指定管理者の指定を片品村摺淵にお願いし、期間は平成21年4月1日から平成26年3月31日まででございます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議案第15号 指定管理者の指定について、提案の説明を申し上げます。

花咲観光農林漁業経営管理所につきましては、指定管理者制度の適用により、指定管理者の指定を片品村花咲栃久保にお願いし、期間は平成21年4月1日から平成26年3月31日まででございます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議案第16号 指定管理者の指定について、提案の説明を申し上げます。

武尊運動広場・武尊体育館・片品村農業者トレーニングセンターにつきましては、指定管理者制度の適用により、指定管理者の指定を片品村第3区にお願いし、期間は平成21年4月1日から平成26年3月31日まででございます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議案第17号 指定管理者の指定について、提案の説明を申し上げます。

白根トレーニングセンターにつきましては、指定管理者制度の適用により、指定管理者の指定を片品村東小川穴沢にお願いし、期間は平成21年4月1日から平成26年3月31日まででございます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議案第18号 指定管理者の指定について、提案の説明を申し上げます。

片品村健康増進施設・片品村山村広場施設・片品村ふれあい広場につきましては、指定管理者制度の適用により、指定管理者の指定を片品村第5区にお願いし、期間は平成21年4月1日から平成26年3月31日まででございます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議案第19号 指定管理者の指定について、提案の説明を申し上げます。

片品村郷土文化保存伝習施設につきましては、指定管理者制度の適用により、指定管理者の指定を十二社中にお願し、期間は平成21年4月1日から平成26年3月31日まででございます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議案第20号 指定管理者の指定について、提案の説明を申し上げます。

土出運動広場につきましては、指定管理者制度の適用により、指定管理者の指定を土出運動広場管理組合にお願し、期間は平成21年4月1日から平成26年3月31日まででございます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議案第21号 指定管理者の指定について、提案の説明を申し上げます。

戸倉観光農林漁業経営管理所につきましては、指定管理者制度の適用により、指定管理者の指定を片品村戸倉区にお願し、期間は平成21年4月1日から平成26年3月31日まででございます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議案第22号 指定管理者の指定について、提案の説明を申し上げます。

尾瀬木工センターにつきましては、指定管理者制度の適用により、指定管理者の指定を

片品山岳ガイド協会にお願いし、期間は平成21年4月1日から平成26年3月31日まででございます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議案第23号 指定管理者の指定について、提案の説明を申し上げます。

片品村老人憩の家につきましては、平成19年12月25日から平成21年3月31日まで第4区に指定管理者の指定をお願いしてあります。

引き続き平成21年度についても、第4区に指定管理者の指定をお願いするものであります。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（萩原日郎君） 説明が終わりましたので、これから一括して質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

（「進行」と呼ぶ者あり）

議長（萩原日郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議長（萩原日郎君） これから議案第13号 指定管理者の指定について、討論を行います。

討論は、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（萩原日郎君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第13号 指定管理者の指定について、を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（萩原日郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第13号 指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

議長（萩原日郎君） これから議案第14号 指定管理者の指定について、討論を行います。

討論は、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（萩原日郎君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第14号 指定管理者の指定について、を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（萩原日郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第14号 指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

議長（萩原日郎君） これから議案第15号 指定管理者の指定について、討論を行います。

討論は、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（萩原日郎君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第15号 指定管理者の指定について、を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（萩原日郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第15号 指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

議長（萩原日郎君） これから議案第16号 指定管理者の指定について、討論を行います。

討論は、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（萩原日郎君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第16号 指定管理者の指定について、を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(萩原日郎君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第16号、指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

議長(萩原日郎君) これから議案第17号 指定管理者の指定について、討論を行います。

討論は、ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(萩原日郎君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第17号 指定管理者の指定について、を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(萩原日郎君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第17号 指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

議長(萩原日郎君) これから議案第18号、指定管理者の指定について、討論を行います。

討論は、ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(萩原日郎君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第18号 指定管理者の指定について、を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(萩原日郎君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第18号 指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

議長（萩原日郎君） これから議案第19号 指定管理者の指定について、討論を行います。

討論は、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（萩原日郎君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第19号 指定管理者の指定について、を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（萩原日郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第19号 指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

議長（萩原日郎君） これから議案第20号 指定管理者の指定について、討論を行います。

討論は、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（萩原日郎君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第20号 指定管理者の指定について、を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（萩原日郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第20号 指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

議長（萩原日郎君） これから議案第21号 指定管理者の指定について、討論を行います。

討論は、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（萩原日郎君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第21号 指定管理者の指定について、を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（萩原日郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第21号 指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

議長（萩原日郎君） これから議案第22号 指定管理者の指定について、討論を行います。

討論は、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（萩原日郎君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第22号 指定管理者の指定について、を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（萩原日郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第22号 指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

議長（萩原日郎君） これから議案第23号 指定管理者の指定について、討論を行います。

討論は、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（萩原日郎君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第23号 指定管理者の指定について、を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(萩原日郎君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第23号 指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

## 日程第28 議案第24号 指定管理者の指定について

議長(萩原日郎君) 日程第28、議案第24号 指定管理者の指定について、を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 千明金造君。

(村長 千明金造君登壇)

村長(千明金造君) はい、村長。

議案第24号 指定管理者の指定について、提案の説明を申し上げます。

片品村戸倉地区公園 虻ヶ原親水公園・並木公園・番所平広場の施設につきまして、指定管理者制度の適用により、指定管理者の指定を片品村戸倉区にお願いし、その期間を平成21年3月16日から平成23年3月31日までとするものでございます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長(萩原日郎君) 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

6番(大竹文夫君) はい、議長。

議長(萩原日郎君) 6番 大竹文夫君。

6番(大竹文夫君) はい、6番。

まちづくり交付金事業につきまして、私が新人議員であるということも含めて良く分からないといいますが、多分最初から計画される段階からこのように指定管理者として戸倉区に、指定管理者制度が当時あったかどうかは分かりませんが、戸倉区に委託するという引き継がれてきたということをお聞きしているんですけども、これですと通常どおりの他の今までにあった物件とちょっと性格が違う。ぷらり館も含めてですが、私としては、もうちょっと長期的な村と戸倉区との取り決めなり話し合いに基づいたものにしたほうがいいのではないかという感想を持つんですが、村としては、その点はいかがでしょうか。

議長（萩原日郎君） 村長 千明金造君。

村長（千明金造君） はい、村長。

この関係につきましては、担当でありますむらづくり観光課長から説明をさせます。

議長（萩原日郎君） むらづくり観光課長 桑原 護君。

むらづくり観光課長（桑原 護君） ただいまのご質問ですけれども、このまちづくり交付金事業は、戸倉ダムがあのようなかたちで中止になりましたけれども、その後に第三者委員会の提言に基づいて計画されたもので、その施設につきましては、戸倉区に管理をしてもらうということで進んできたわけですけれども、それが完成して今回お願いの提案でございます。

今回の23年3月31日については、ほかの既に指定管理者でお願いしてある後ろのほうの期間で合わせてあります。

それから長期的に戸倉区と調整をしたほうがいいのではないかというご質問ですが、それらについても戸倉区長さんと今後詰めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

6番（大竹文夫君） はい、議長。

議長（萩原日郎君） 6番 大竹文夫君。

6番（大竹文夫君） はい、6番。

確認の意味ですけれども、そうしますと平成23年3月31日にほかの施設も全部一斉に、次が切り替えになるわけですね。

ですからその時に、私もどこに何がどんな物があるか全部分からない。議員の方も分からない方がかなりいらっしゃるのではないかと思うので、議会としてもやっぱりきちんと現状をちゃんと把握した上で、議論しなくちゃいけないと私自身は思っているので、このように23年3月の、次の切り替えの時期に全体をもう一度検討して、改めてどのようにするかを、もちろん戸倉区にお願いするという方向性については、私がかまわないと思うんですが、するというふうに了解してよろしいんですか。

議長（萩原日郎君） むらづくり観光課長 桑原 護君。

むらづくり観光課長（桑原 護君） 指定の期間を23年3月31日までにしたというのは、今度戸倉区にお願いする予定の指定管理者の物件について、全部後ろの期間に合わせて、更新の時期には落とすことのないように、1回で済むようにということで、23年3

月31日と合わせてありますので、ご理解のほどをよろしくお願いいたします。

6番（大竹文夫君） はい、議長。

議長（萩原日郎君） 6番 大竹文夫君。

6番（大竹文夫君） はい、6番。

村長にお伺いしたいんですけども、この施設、例えばぶらり館をこの間見学させていただいて非常に立派な施設で、これを管理運営するのは非常に大変なことだと感想を持ったわけですけども、それをこういうかたちで、しかもこれは先ほども言いましたけれども、運動広場や様々な集落センターというものと違った性格があるということも含めて考えますと、やっぱりこの点については、長期的な単に指定管理者としてやっていくというよりは、次の更新の時期に向けて戸倉区と打合せを重ねて、次はできるだけ長期な展望に立った、例えば橋があるわけですけども、これは20年30年あるいは50年となるのか、しかも安全上の問題もいろいろありますし、是非そのようにしていただきたいと思うんですが、村長、いかがでしょうか。

議長（萩原日郎君） 村長 千明金造君。

村長（千明金造君） はい、村長。

ただいまの大竹議員の質問に対してですが、当然その期間が切れた後には、また一括して指定管理者をお願いするということになります。

また、この関係につきましては、先日も担当のほう指定管理者期間が終了後も指定管理者を受けるものとするというような内容の詰め作業はしておりますが、当然のことながらこの期間が平成23年3月31日に切れるわけですから、4月1日からの関係につきましては、そうした心配のないような取り決めをしていきたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

議長（萩原日郎君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（萩原日郎君） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（萩原日郎君） これで討論を終わります。

これから、議案第24号 指定管理者の指定について、を採決します。  
お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。  
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(萩原日郎君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第24号 指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

## 日程第29 議案第25号 指定管理者の指定について

議長(萩原日郎君) 日程第29、議案第25号 指定管理者の指定について、を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 千明金造君。

(村長 千明金造君登壇)

村長(千明金造君) はい、村長。

議案第25号 指定管理者の指定について、提案の説明を申し上げます。

片品村尾瀬ぱらり館の施設につきまして、指定管理者制度の適用により、指定管理者の指定を片品村戸倉区にお願いし、その期間を平成21年3月16日から平成23年3月31日までとするものでございます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長(萩原日郎君) 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

(「進行」と呼ぶ者あり)

議長(萩原日郎君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(萩原日郎君) 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長（萩原日郎君） これで討論を終わります。

これから、議案第25号 指定管理者の指定について、を採決します。  
お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（萩原日郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第25号 指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

### 日程第30 議案第26号 指定管理者の指定について

議長（萩原日郎君） 日程第30、議案第26号 指定管理者の指定について、を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 千明金造君。

（村長 千明金造君登壇）

村長（千明金造君） はい、村長。

議案第26号 指定管理者の指定について、提案の説明を申し上げます。

片品村営尾瀬ロッジにつきましては、条例に基づき公募により募集を行いましたところ、4団体からの応募申請がありました。

候補者の選定に当たり、指定管理者選定委員会において検討を行いました。選定委員会では申請団体からのプレゼンテーションを始め、事業計画書・収支予算書等、審査基準に基づき総合的に評価し、慎重審議の結果、アリス工業株式会社を候補者として選定いたしました。

アリス工業株式会社につきましては、尾瀬ロッジの管理運営について安定した管理運営が期待できることから候補者として適切であると判断し、今回、指定管理者の指定をお願いするものでございます。

期間は、平成21年4月1日から平成24年3月31日の3年間でございます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（萩原日郎君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

5番（笠原耕作君） はい、議長。

議長（萩原日郎君） 5番 笠原耕作君。

5番（笠原耕作君） はい、5番。

選定に至る経過並びに選定委員の構成をお聞かせください。

議長（萩原日郎君） 総務課長 星野準一君。

総務課長（星野準一君） 経過と委員構成についてのご質問がございましたけれども、まず選定の経過でございますが、一部村長の提案理由の中で触れてございますけれども、募集をし、4団体からの応募がございましたので、村では片品村指定管理者の選定委員会の規約に基づきまして委員会を構成し、その審査に当たったわけでございます。

手元に細かい資料がございませんので、日にち等についての詳細は申し上げられませんが、村長の提案の理由にありますように、委員会を構成し、3回委員会を開催し、決定をしたものでございます。

それから委員会の構成につきましては、その委員会規則の中に構成要件がございますけれども、それに基づいて委員を選定し、庁内の管理職を委員として選任し、選定をしたものでございます。

議長（萩原日郎君） 委員名は言えませんか。

総務課長（星野準一君） 委員名は、個人の委員の名前ですか。

議長（萩原日郎君） 質問が、そのようなんです。

総務課長（星野準一君） まず、副村長 萩原重夫、それから総務課長 星野準一、それから会計管理者 星野純一、住民課長 桑原正典、保健福祉課長 桑原和一、むらづくり観光課長 桑原 護、農林建設課長 桑原健一郎、議会事務局長 萩原正信、教育次長 田村利夫でございます。

議長（萩原日郎君） ほかに質疑は、ありませんか。

2番（星野千里君） はい、議長。

議長（萩原日郎君） 2番 星野千里君。

2番（星野千里君） はい、2番。

尾瀬は、片品の宝でもあります。群馬の尾瀬でもあるし、また今回単独国立公園にも指

定され、世界に誇れる自然環境を有しております。その中にある村の施設の尾瀬ロッジの位置付けをどう考えていらっしゃるのか。

そして尾瀬ロッジの指定管理者の選定に当たり、今お聞きするところ、庁内委員だけでなく外部の見識者などを入れての検討を行うべきではなかったのではないのでしょうか。

村長にお伺いしたいです。

議長（萩原日郎君） 村長 千明金造君。

村長（千明金造君） はい、村長。

この尾瀬につきましては、ただいま星野千里議員のおっしゃられたとおりであります。

そうした中で、おそらく選定委員の方々は、3回そしてまた時間をかけてそれなりに慎重に審査をしたうえで、この結果だということで、私は選定委員会の答申を尊重しているということで、是非ご理解をいただきたいと思えます。

また、外部からのということでもあります、この関係につきましては、議会のほうにも相談させていただきながら進めてきたという経緯だけご理解いただければ、ありがたいと思えます。

以上であります。

議長（萩原日郎君） ほかに質疑は、ありませんか。

7番（星野侃三君） はい、議長。

議長（萩原日郎君） 7番 星野侃三君。

7番（星野侃三君） はい、7番。

全協では、数字をもらったわけですがけれども、各申込み団体の評価点はあまり差違がなかったと思えます。最後の施設使用料が最終的な決定打になったのではないですか。請負契約的な考えで、いわゆる金であれば良かったのではないかと思えます。

また、この指定に当たり村は、どの程度の経費節約が図れるのか合わせてお聞きしたいと思えます。

村長（千明金造君） 良く聞こえなかったので、もう一度お願いします。

議長（萩原日郎君） 良く聞こえなかったですか。

7番（星野侃三君） もう一回言います。

これを指定するに当たり、どの程度の経費が削減できるのかということなんですけれど

も。経費削減ですね。

それと点数に差がなかったのは、使用料が最終的な決定打になったのですかということです。

議長（萩原日郎君） 村長 千明金造君。

村長（千明金造君） はい、村長。

先ほども申し上げましたように、この選定委員会につきましては、私が選定委員ではありませんので、どのような決め方ということは、先ほども総務課長が説明したように、時間をかけて、そしてそれらを踏まえてこの選定をしていただいたとそうように考えております。

それから一点、経費の関係であります。ご存じのように尾瀬口ロッジも今まで村営でやってきたわけですが、それらも今の時代にあった指定管理者にするべきだというような声を聞き、あるいはまたそういった時代の中で指定管理者制度としたわけですが、去年も尾瀬国立公園が誕生して翌年でありましたが、赤字という数字が出たわけでありまして、こうした指定管理者にお願いすることによって、そうした村からの持ち出しがなくなると、そうように考えておりますので、是非ご理解をしていただきたいと思っております。

議長（萩原日郎君） ほかに質疑は、ありませんか。

6番（大竹文夫君） はい、議長。

議長（萩原日郎君） 6番 大竹文夫君。

6番（大竹文夫君） はい、6番。

どうもはっきりしないんですが、一つはですね、村長も慎重におっしゃったといいますが、議会に最初にこれが提案されたのは、1月5日ですよ。1月の全協の場でしか具体的な要項は提案されなかったように思います。したがって、そこから1月いっぱい締め切りということを言われて、あの時に私も、議員の方みんな覚えているんですが、400万円の使用料云々と言われて、この場で1月のもう時間のないという場で、議会で討論・検討して、幾らが適当なのか、あるいはどんな基準が選考にあたって必要なのか、あるいは選定委員会がどういうものが適当なのかということが、議会としてはほとんど討論する間がなかったというのが実情だと思います。

また、同じように役場の中で、どれだけこのことが討論されてきたのかは、私は分かりませんが、公募された方の4団体の方々もほとんど準備なしに、準備が非常に不十分なまま応募されたんじゃないかというふうにしかならないということが一点です。

それから経費削減ということですけども、これは村長が先ほどおっしゃったんですが、

せいぜい数百万円の規模だと思うんですね。しかも、これは今年の尾瀬ロッジの経営のやり方によっては、例えば村がやったとしてもこの赤字幅を必要最小限で抑える努力というのは、私はできると思う。

ですからこのように1月5日に要項が、我々としては突然示されて、「はい、1月中に公募して応募をしめ切ります。」と言われたことは、非常に唐突に思った。したがって、私は別に選定された方に異議があるということでは、もちろんありませんけれども、尾瀬を抱えた片品村として尾瀬を大切にするという観点からしますと、もうちょっと慎重にやって、もう1年間例えば議論を重ねて、今回応募された方も含めてもう一度準備を整えて応募し直していただくということも可能なのではないかと思うんですけれども、その点についての村長のお考えは、そういうお考えを検討されたことはあるのかどうかも含めてお伺いしたいんですが。

でないです、村長、これは正直に申しまして、例えば私はこの間、村長の後援会に出させてもらって来賓として議会報告をさせていただきましたが、そこで見聞いたことや様々な村で今言われていることの噂も聞いています。そういうことの中で、もちろんそれは事実だと思いますが、このような政治的ないろいろな思惑を勘ぐられるようなやり方というのは、非常によろしくない、事実かどうかは別にして。したがって、私は尾瀬という片品村の一大財産を大切にすることも含めてもう1年間の検討の時期というものを、やはり先ほどの千里議員等も言われていましたけれども、必要なんじゃないかと思うんですけれども、村長のその辺のお考えをお聞きしたいと思います。

議長（萩原日郎君） 村長 千明金造君。

村長（千明金造君） はい、村長。

まず、大竹議員が言われた後援会が云々の関係であります、それは全くこの問題と関係ないことを、まず申し上げておきたいと思います。

それからこの指定管理者の関係につきましては、早くに指示をして、そしてまた取り組んできたわけですが、やはり事務方の詰めの段階までにやはり時間も掛かったということ、是非理解をしていただきたいと思います。

それからこの尾瀬ロッジの関係につきましては、オグナほたかスキー場がああいうかたちで指定管理者に指定を出すことができた。そして夏の間の尾瀬ロッジを村営でやっているということは、やはり役場の職員をそこにまた派遣をしなければならないということで、総合的に見ると相当人件費の無駄も考えられる。あるいはまた、今年の春からまた職員が削減されていくわけでありますから、そうしたことを考えると早くに指定管理者に出すほうが、村のためになるとそのようにも考えたわけであります。

それから指定管理者制度というのは、それを適用して、必ずしも100%それが成功するかということとは分かりません。群馬県の関係もあります。ただ、ありがたいことに片品村においては、オグナほたかスキー場を武尊山観光株式会社に指定管理者制度で、このシ

ーズンからお願いいたしました。

ご存じかと思いますが、既に3月1日をもちまして、平成19年度の入込み数あるいは平成18年度の入込み数をもう既に上回っている数字が出ているということは、大変この指定管理者によってお客さんが増えているとそのようにも考えているわけでありませう。

もちろん尾瀬につきましては、ただ人が増えれば良いとそういうことではありませんが、先ほど申し上げましたように、選定委員の方々があらゆる面から検討して、そして出していたいただいた答申であると考えておりますので、よろしくご理解のほどをお願いしたいと思います。

11番（星野育雄君） はい、議長。

議長（萩原日郎君） 11番 星野育雄君。

11番（星野育雄君） はい、11番。

尾瀬ロッジの指定管理者選定の公平性を保ち、どのようにして各社の評価点が出たのか分かるように、選定基準の6項目について応募4社に対する委員各々の評価点を公表していただきたい。

応募4社は、A・B・C・D社、選定委員は1・2・3の算用数字で結構です。

よろしく申し上げます。

議長（萩原日郎君） 暫時休憩いたします。

午後 2時14分 休憩

午後 2時16分 再開

議長（萩原日郎君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

議長（萩原日郎君） むらづくり観光課長 桑原 護君。

むらづくり観光課長（桑原 護君） それでは、ただいまの質問ですけれども、選定委員会における審査の点数を発表してくれということですが、今回の選定に当たりましては、委員の各点数は付けておりませんので、各項目について合議制に基づいて点数を出したものです。

今から申し上げますけれども、A・B・C・D社の4社につきまして、大項目で6項目あります。それについて申し上げます。

まず、公益性でございますが、A社から順番に申し上げます。Aが4.0、Bが4.3、Cが4.0、Dが4.3です。

次に、効果性でございます。Aが4.0、Bが4.0、Cが4.3、Dが4.0です。

次に、安定性でございます。Aが4.1、Bが4.0、Cが4.1、Dが4.0です。  
次に、四つ目ですが、経済性でございますが、Aが2.7、Bが4.0、Cが4.0、Dが4.3です。

五つ目ですけれども、安心・安全という評価ですが、Aが4.0、Bが4.0、Cが4.0、Dが4.0です。

最後に、使用料ということでございますけれども、Aが5.5、Bが5.0、Cが4.0、Dが6.0です。

その合計ですが、Aが24.3、Bが25.3、Cが24.4、Dが26.6でございます。

以上です。

議長（萩原日郎君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

6番（大竹文夫君） はい、議長。

議長（萩原日郎君） 6番 大竹文夫君。

6番（大竹文夫君） はい、6番。

ただいまの質疑でも明らかになったと思うんですね。

点数について最低最小で2.3しか差がないということですよ。これは私は意味のある差でないと、こういう事態の中でね。緊急に村でとられた処置として、意味のある差で優位さではないだろうというふうに私は思います。

しかもこの間の1月以降、1月5日に要項が全員協議会で提案されて以降、議会自身も論議をしていませんし、先ほども申しましたように、各団体もほとんどそれから準備に入ったという応募のあれが公表されてから準備に入ったというのが実態だと思います。お聞きしているところね。ということの中で、この検討結果は間違っているとか、あるいはされた方が不相当だということではさらさらありませんが、やはりもう一度私は、もう1年先送りして慎重に検討して、尾瀬ロッジの指定管理者を決定するということが必要なのではないかという趣旨において、この指定管理者の指定については、反対したいと思います。

以上です。

議長（萩原日郎君） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

8番（高橋正治君） はい、議長。

議長（萩原日郎君） 8番 高橋正治君。

8番（高橋正治君） はい、8番。

私は、この指定に賛成をいたします。

この指定につきましては、昨年、私の記憶では11月28日にこの指定管理者制度に移行したいという村長からのお話があり、それを受け議会でも3回くらいの回数で説明を受けたという経緯があります。この中で最も大事であります応募者の選定につきましては、最も注意を払うということで、庁内の全課長が委員となり、そのヘッドには副村長が委員長になり慎重に協議をするという説明も受けております。

その結果が、先ほど説明を受けましたような点数が出ておりますので、これについては3回の選定委員会のもとに慎重に協議をしたという結果がありますので、指定管理者の指定について賛成をし、その方には頑張っていただき、片品村の発展、更には尾瀬の発展に努めていただきたいということで、この指定については、賛成をさせていただきます。

議長（萩原日郎君） 次に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（萩原日郎君） これで討論を終わります。

これから、議案第26号 指定管理者の指定について、を採決します。

この採決は、起立によって行います。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

議長（萩原日郎君） 起立少数です。

したがって、議案第26号 指定管理者の指定については、否決されました。

### **日程第31 議案第27号 村道路線の認定について**

議長（萩原日郎君） 日程第31、議案第27号 村道路線の認定について、を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 千明金造君。

（村長 千明金造君登壇）

村長（千明金造君） はい、村長。

議案第27号 村道路線の認定について、提案の説明を申し上げます。

農道整備の補助事業で建設された、御座入地区 3 路線及び花咲地区 1 路線の合計 4 路線を、今後は村道管理するため、路線認定をお願いするものであります。

なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（萩原日郎君） なお、詳細な説明を求めます。

農林建設課長 桑原健一郎君。

農林建設課長（桑原健一郎君）

（詳細説明）

議長（萩原日郎君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

（「進行」と呼ぶ者あり）

議長（萩原日郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（萩原日郎君） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（萩原日郎君） これで討論を終わります。

これから、議案第 27 号 村道路線の認定について、を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（萩原日郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 27 号 村道路線の認定については、原案のとおり可決されました。

議長（萩原日郎君） 暫時休憩いたします。

午後 2 時 25 分 休憩

午後 2 時 40 分 再開

議長（萩原日郎君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

- 日程第32 議案第28号 平成20年度片品村一般会計補正予算（第3号）について  
日程第33 議案第29号 平成20年度片品村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について  
日程第34 議案第30号 平成20年度片品村老人保健特別会計補正予算（第2号）について  
日程第35 議案第31号 平成20年度片品村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）について  
日程第36 議案第32号 平成20年度片品村営観光施設事業特別会計補正予算（第2号）について  
日程第37 議案第33号 平成20年度片品村介護保険特別会計補正予算（第3号）について  
日程第38 議案第34号 平成20年度片品村下水道事業等特別会計補正予算（第2号）について  
日程第39 議案第35号 平成20年度片品村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について

議長（萩原日郎君） 日程第32、議案第28号 平成20年度片品村一般会計補正予算（第3号）についてから、日程第39、議案第35号 平成20年度片品村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてまでの、以上8件を一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 千明金造君。

（村長 千明金造君登壇）

村長（千明金造君） はい、村長。

議案第28号 平成20年度片品村一般会計補正予算（第3号）について、提案の説明を申し上げます。

既定の予算総額に4,980万5,000円を追加し、歳入歳出予算をそれぞれ35億9,900万円にお願いするものでございます。

歳入の主な増加科目は、村税、地方交付税等であり、減額科目は、県支出金、繰入金等であります。

歳出につきましては、財政調整基金への積立てを行い増額となる総務費以外は事業の終了や額の確定等による減額調整であります。

繰越明許費につきましては、後期高齢者医療システム改修事業及び新摺淵橋工事負担金であります。

なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、ご審議のほどよろしくお願

いします。

議案第29号 平成20年度片品村国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について、提案の説明を申し上げます。

既定の予算総額に2,324万8,000円を追加し、歳入歳出予算をそれぞれ7億8,726万7,000円にお願いするものであります。

歳入の主なものは、療養給付費交付金の1,300万円であります。

歳出の主なものは、保険給付費の2,132万円、後期高齢者支援金等の104万3,000円であります。

なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議案第30号 平成20年度片品村老人保健特別会計補正予算(第2号)について、提案の説明を申し上げます。

既定の予算総額に1,010万2,000円を追加し、歳入歳出予算をそれぞれ1億717万4,000円にお願いするものであります。

歳入の主なものにつきましては、支払基金交付金が104万3,000円の減額、国庫支出金が941万7,000円の増額、県支出金が152万3,000円の増額であります。

歳出につきましては、医療諸費を1,010万2,000円増額するものであります。

なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議案第31号 平成20年度片品村簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)について、提案の説明を申し上げます。

既定の予算総額から473万9,000円を減額し、歳入歳出予算をそれぞれ1億1,646万5,000円にお願いするものであります。

歳入歳出ともに、主に事業の確定等による額の調整であります。

歳入につきましては、一般会計繰入金の減額が主であります。

また、歳出につきましては、維持管理費等の減額であります。

なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議案第32号 平成20年度片品村営観光施設事業特別会計補正予算(第2号)について、提案の説明を申し上げます。

収益的収入の既決予定額から950万7,000円を減額し、2億507万5,000円とし、収益的支出の既決予定額から949万6,000円を減額し、2億496万8,000円にお願いするものです。

収益的収入については、スキ-場施設営業外収益の一般会計補助金等の減額でございます。

また、収益的支出については、休養宿泊施設及びスキ-場施設営業費用の減額でございます。

ます。

なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議案第33号 平成20年度片品村介護保険特別会計補正予算(第3号)について、提案の説明を申し上げます。

既定の予算総額に873万7,000円を追加し、歳入歳出予算をそれぞれ3億4,267万9,000円にお願いするものであります。

歳入の主なものについては、国庫支出金の678万4,000円、支払基金交付金の270万5,000円であります。

歳出の主なものについては、保険給付費の798万4,000円、基金積立金の270万7,000円であります。

なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議案第34号 平成20年度片品村下水道事業等特別会計補正予算(第2号)について、提案の説明を申し上げます。

既定の歳入歳出の総額から、歳入歳出それぞれ141万円を減額し、歳入歳出それぞれ2億6,808万3,000円にお願いするものであります。

歳入につきましては、分担金及び負担金、使用料及び手数料の減額、繰入金の増額であります。

歳出につきましては、総務費、施設費及び建設費の減額であります。

なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議案第35号 平成20年度片品村後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について、提案の説明を申し上げます。

既定の予算総額から676万4,000円を減額し、歳入歳出予算をそれぞれ4,482万5,000円にお願いするものであります。

歳入の主なものにつきましては、後期高齢者医療保険料が875万6,000円の減額、一般会計繰入金が194万1,000円の増額であります。

歳出の主なものにつきましては、後期高齢者医療広域連合納付金が661万1,000円の減額であります。

なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長(萩原日郎君) 議案第28号から議案第35号までの質疑以降については、後日の本会議において審議します。

#### 日程第40 議案第36号 平成21年度片品村一般会計予算について

- 日程第41 議案第37号 平成21年度片品村国民健康保険特別会計予算について  
日程第42 議案第38号 平成21年度片品村老人保健特別会計予算について  
日程第43 議案第39号 平成21年度片品村簡易水道事業特別会計予算について  
日程第44 議案第40号 平成21年度片品村営観光施設事業特別会計予算について  
日程第45 議案第41号 平成21年度片品村介護保険特別会計予算について  
日程第46 議案第42号 平成21年度片品村下水道事業等特別会計予算について  
日程第47 議案第43号 平成21年度片品村後期高齢者医療特別会計予算について

議長（萩原日郎君） 日程第40、議案第36号 平成21年度片品村一般会計予算についてから、日程第47、議案第43号 平成21年度片品村後期高齢者医療特別会計予算についてまでの、以上8件を一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 千明金造君。

（村長 千明金造君登壇）

村長（千明金造君） はい、村長。

議案第36号 平成21年度片品村一般会計予算について、提案の説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億9,200万円をお願いするものでございます。

前年対比で1億100万円、3.0%の減額であります。

歳入の主なものにつきましては、村税、地方交付税、国庫支出金、県支出金、村債等があります。

村税では、家屋の評価替えによる固定資産税の減額が大きくなっております。

地方譲与税では、道路特定財源の一般財源化により道路譲与税が揮発油譲与税に変更されました。道路譲与税も21年度に限り残りますが、これは3月から5月にかけて歳入された地方道路税は旧法によるものであるため、その受け皿として必要なためであります。

自動車取得税についても税制改正があり、同じく旧法による歳入科目を設けました。

地方交付税につきましては、昨年度から地方再生対策費が盛りこまれたこと、及び国の動向などにより1億円を増額いたしました。

国・県支出金では、まちづくり交付金事業の終了で大幅な減額となっておりますが、中学校体育館改修工事や除雪車の購入に新たな補助金が見込まれています。

寄附金では、20年度から開始された、ふるさと納税制度の寄附金を新設いたしました。

村債は、58%を超える伸びとなっておりますが、これは後年度において全額交付税に算定される臨時財政対策債と中学校体育館改修のための起債の増加によるものであります。

歳出につきましては、総務費、民生費、農林水産業費、教育費等で増額となっております。

増額の主な款別の内容は、総務費で床なし体育館敷地購入費、尾瀬の郷づくり事業費、民生費で福祉医療費、教育費の中学校体育館改修工事費などとなっております。

減額の主な款別の内容は、衛生費で簡易水道特別会計への繰出金、土木費で新摺淵橋負

担金、ダム対策費などとなっています。

限られた予算の中ではありますが、中学生までの医療費無料化、片品中学校体育館改修工事を始め、要望をいただきながらなかなか着手できなかった各地区からの要望事項にもでき得る限り配慮をさせていただきました。

なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議案第37号 平成21年度片品村国民健康保険特別会計予算について、提案の説明を申し上げます。

歳入歳出予算それぞれ7億7,797万7,000円にお願いするものであります。

歳入の主なものとしては、国民健康保険税2億535万7,000円、国庫支出金の2億5,369万3,000円、前期高齢者交付金の1億1,996万5,000円、共同事業交付金1億1,022万7,000円であります。

歳出の主なものについては、保険給付費4億8,995万6,000円、後期高齢者支援金等の1億252万1,000円、共同事業拠出金1億449万2,000円であります。

なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議案第38号 平成21年度片品村老人保健特別会計予算について、提案の説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額をそれぞれ77万8,000円にお願いするものであります。

歳入の主なものにつきましては、支払基金交付金14万9,000円、繰越金50万円です。

歳出の主なものにつきましては、医療諸費29万4,000円、償還金37万9,000円です。

なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議案第39号 平成21年度片品村簡易水道事業特別会計予算について、提案の説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額をそれぞれ9,417万2,000円にお願いするものでございます。前年対比で1,597万6,000円、14.5%の減額であります。

歳入の主なものは、使用料及び手数料が7,496万9,000円、繰入金が1,767万4,000円です。

歳出の主なものは、総務費が2,844万8,000円、施設費が4,809万円、公債費が1,753万4,000円です。

主な事業は、平成16年度から実施し、最終年度となる新築地配水池新設に伴う築地から下平配水池への送水管布設工事等です。

なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、ご審議のほどよろしくお願

い申し上げます

議案第40号 平成21年度片品村営観光施設事業特別会計予算について、提案の説明を申し上げます。

収益的収入の観光施設事業収益は、1億4,877万5,000円、収益的支出の観光施設事業費は1億4,871万円、資本的収入は2,000万円、資本的支出は8,805万5,000円でございます。

なお、一般会計補助金は1億1,900万円を予定しております。3条予算に9,900万円、4条予算に2,000万円を予定しております。

収益的収入の事業収益については、営業収益が3,044万5,000円で、尾瀬ロッジの宿泊料等の予定収益を計上したものでございます。

営業外収益については、1億1,832万7,000円で、そのうち一般会計補助金が9,900万円、オグナほたかスキー場の指定管理者から土地使用料及び施設使用料として1,590万円、その他武尊牧場観光施設の使用料等でございます。

収益的支出の事業費については、営業費用が1億3,797万6,000円で、主なものは尾瀬ロッジ、オグナほたかの施設管理費と減価償却費でございます。

営業外費用については、1,073万1,000円で、主なものは企業債等の利息及び消費税でございます。

資本的収入につきましては、2,000万円で、一般会計補助金でございます。

資本的支出につきましては、8,805万5,000円で、スキ-場施設の企業債償還金とスキ-場施設長期借入金の償還金でございます。

なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、ご審議のほどよろしく願い申し上げます。

議案第41号 平成21年度片品村介護保険特別会計予算について、提案の説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億4,239万8,000円にお願いするものであります。

歳入の主なものについては、支払基金交付金の9,589万1,000円、国庫支出金の8,302万8,000円であります。

歳出の主なものについては、保険給付費の3億1,528万2,000円、地域支援事業費の1,357万9,000円、総務費の1,193万5,000円であります。

なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、ご審議のほどよろしく願い申し上げます。

議案第42号 平成21年度片品村下水道事業等特別会計予算について、提案の説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億3,765万3,000円にお願いするものであります。

歳入の主なものは、繰入金1億1,521万円、使用料及び手数料が1,688万1,

000円であります。

歳出につきましては、総務費が2,775万5,000円、施設費が2,444万円、建設費が112万円、公債費が8,423万8,000円であります。

なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議案第43号 平成21年度片品村後期高齢者医療特別会計予算について、提案の説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額をそれぞれ5,159万1,000円にお願いするものであります。

歳入の主なものにつきましては、後期高齢者医療保険料2,770万1,000円、一般会計繰入金1,924万2,000円、受託事業収入336万2,000円であります。

歳出の主なものにつきましては、総務費580万9,000円、後期高齢者医療広域連合納付金4,514万4,000円であります。

なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（萩原日郎君） 議案第36号から議案第43号までの質疑以降については、後日の本会議において審議します。

議長（萩原日郎君） 以上で、本日の日程は、全部終了しました。

本日は、これで散会します。

午後 3時00分 散会